令和９年度熊取町保育利用調整基準表

保育所等の利用調整は、保育の必要性の高さを点数化し、点数の高い順に、希望順位の高い保育施設に入所するよう調整します。点数は父母それぞれ算出し、低い方の点数を用いて調整します。

基本点数表

保育を必要とする理由		保育を必要とする度合い	基本点数
１．就労	会社員等又は自営業主（証左書類あり）	週４日以上かつ週４０時間以上勤務	１０点
		週４日以上かつ週３５時間以上勤務	９点
		週４日以上かつ週３０時間以上勤務	８点
		週４日以上かつ週２４時間以上勤務	７点
		上記以外で月６４時間以上勤務	６点
	自営業主（証左書類なし）	週４日以上かつ週４０時間以上勤務	８点
		上記以外で月６４時間以上勤務	６点
	自営業専従者・家族従業者	週４日以上かつ週３０時間以上勤務	６点
		上記以外で月６４時間以上勤務	５点
	内職	週４日以上かつ週４０時間以上勤務	５点
		週４日以上かつ週３０時間以上勤務	４点
		上記以外で月６４時間以上勤務	２点
２．出産	出産		５点
３．疾病・障がい	入院		１０点
	自宅療養	自宅介護、常時病臥 身体障害１・２級 精神手帳１級、療育手帳Ａ	１０点
		常に安静を要し、保育困難 身体障害３級 精神手帳２級、療育手帳Ｂ１	８点
		一般療養（上記以外） 身体障害４級以下 精神手帳３級、療育手帳Ｂ２	６点
４．介護・看護	入院	必ず付き添いを要する	９点
		定期的に介護を必要とする	５点
	自宅療養	寝たきりで全介助を要する	８点
		週２～３回通院の付き添いを要する	６点
		身体等の障がい者の訓練等の世話	５点
		その他の一般的な看護	５点
５．災害復旧	災害復旧		１０点
６．求職活動・短時間労働	求職活動	求職活動中である	１点
	短時間労働	月６４時間未満の就労かつ就労時間を増やすために就職活動等を行っている	２点
７．就学	就学	会社員等又は自営業主（証左書類あり）に準ずる ※通学時間は含まない	会社員等又は自営業主（証左書類あり）に準拠
８．児童虐待等	児童虐待等	児童の状況に応じて決定（意見書の添付が必要）	原則６０点
９．児童の障がい	児童の障がい	児童の状況に応じて決定（意見書の添付が必要）	原則３点
１０．その他保育が必要と認められる場合			―

調整指数表

項　　目	指数
ひとり親世帯	＋５点
生活保護世帯	＋５点
１９時以降の延長保育が必要（１９時以降延長保育実施園のみ適用）	＋２点
２０時以降の延長保育が必要（２０時以降延長保育実施園のみ適用）	＋３点
申込児童の兄弟姉妹（１号を含む）が既に入所している認可保育施設を希望	＋３点
保育士等の資格を有し町内の認可保育施設等に就労（予定を含む）している場合	＋３３点
同居の６５歳未満の祖父母が保育可能	△４点
育児休業を取得中である（継続利用の申込みに限る）	△４点
下の子どもを保育することが可能、もしくは下の子どもと同伴就労が可能な場合	△２点
認可保育施設を利用できず育児休業の延長が必要となることを許容できる場合	△６０点

同点の場合は、以下の基準（１）～（５）に当てはまるかどうか（１）から順に確かめて、当てはまる方を優先します。

（１）勤務場所が居宅外である場合	（１）～（５）に当てはめても調整がつかないときは抽選
（２）兄弟姉妹が同一の認可保育施設の入所を希望する場合（どちらも入所していない場合）	
（３）現在育児休業中で、認可保育施設に入所できるなら職場復帰する場合	
（４）養育している子どもの数が多い世帯	
（５）保育料の算定に用いる町民税所得割課税額の低い世帯	

子ども … 子ども子育て支援法に基づく「子ども」。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

自営業を営んでいることを客観的に証明できる書類（証左書類）の例

登記事項証明書、各事業所組合の会員証、労災保険加入者証、健康保険資格情報がわかるもの（市町村国保を除く）、 商工会議所の加入者証、雇用保険被保険者証、営業許可証、開業届出書、司法書士会員証